

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開催日時	令和7年8月26日（火） 午前10時00分～
開催場所	市役所 別館4階 特別会議室
出席者	会長：大西 雅裕 副会長：川北 典子 委員：奥田 かずえ、木上 宗則、岸本 和代
欠席者	なし
案件名	(1) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可（令和8年4月）について 1 香里敬愛保育園（香里敬愛保育所） 2 中振敬愛保育園（中振敬愛保育所） 3 みづき敬愛保育園 4 ギンガ（ギンガ保育園） 5 船橋保育園 6 牧野こども園（牧野保育園） 7 マツガこども園（マツガ保育園） 8 長尾幼稚園 (2) 認定こども園への移行調査の結果について（報告） ・認定こども園への意向調査の結果（令和9年4月移行予定）
提出された資料等の名称	資料1 幼保連携型認定こども園認可申請書及び添付資料 資料2 認定こども園への移行調査の結果について 参考資料1 委員名簿 参考資料2 関係法令等抜粋 参考資料3 市内施設位置図
決定事項	幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可8件に係る意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	
所管部署 (事務局)	枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課

審議内容

【会長】

ただ今から、令和7年度第1回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を開会いたします。それでは、冒頭、事務局からお願ひします。

【事務局】

子ども未来部 私立保育幼稚園課の奥村でございます。

令和7年度 第1回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会の開会にあたりまして、本日、部長、次長の方が議会対応のため、最後に改めてご挨拶をいただくんですけれども、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は、本市子ども・子育て施策の推進にご理解、ご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市では、通年での待機児童解消に向け、様々な取組みを進めておりますが、昨年度に引き続き、令和7年度も、国定義における待機児童につきましては、ゼロに達成しているところです。一方で、保育ニーズが増える中、子どもが減ってはいますが、希望する施設を利用できていない児童数につきましては、まだこの4月現在で197名となっている状況でございます。

こうした状況のもと、本日は令和8年4月に保育所、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行予定の8施設について、1日で大変多くございますが、ご審議いただくとともに、令和9年度に認定こども園等への移行に係る調査の結果をご報告させていただく予定です。

委員の皆様からの貴重なご意見を参考に、認可業務並びに子ども子育て支援に係る業務を推進してまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

続きまして、本日の会議について説明をさせていただきます。

本日の審査部会には、委員5人の出席をいただき、過半数を超えており、会議は成立していることを報告させていただきます。

今年度初めての開催となります。本審査部会に選任されております委員を、参考資料1の委員名簿の順番でご紹介させていただきます。

(委員紹介)

続いて、事務局として出席しています職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

なお、本審査部会の庶務につきましては、私立保育幼稚園課が担当いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。

本日の審査部会は17時までの終了を予定しています。今回、認定こども園への移行を申請されている施設数が8施設と多くなっておりますので、可能な限りスムーズに審議を進め、審議が終わり次第終了したいと思いますので、ご協力の程よろしくお願ひします。

それでは、事務局から案件の概要説明と資料の確認をお願いします。

【事務局】

(次第に基づき、案件の概要説明および資料の確認)

【会長】

続きまして、会議の運営事項について、事務局に説明を求めます。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ただいま、事務局から、会議の運営事項について説明がございましたが、会議の公開・非公開、会議録の公表時期等については、会議の案件により、その都度会議の冒頭にお諮りすることといたします。

なお、本日の案件については、まだ広く公表されていない情報を取り扱うことから、枚方市情報公開条例に基づき、会議は非公開とすることが適当であるとのことです。

また、本日の会議録の公表にあたっては、非公開情報部分を公表することができるようになったことを確認してから公表することが妥当であると考えますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本日の会議録をホームページ等に公開する際の発言者の個人名の記載についてです。原則は記載することですが、より活発な意見交換を行うため、発言者については、会長、委員と記載することが適当と考えますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、会議録については、発言者の個人名を記載しないということで決定し、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本認可審査部会の位置付けについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、本認可審査部会の位置づけについて説明)

【会長】

事務局の説明のとおり、本認可審査部会については、法に基づき、市の条例、規則により設置されており、所管事務については、児童福祉法等に定める保育所等の認可に関する事項の審査等になります。

また、各施設の認可については、児童福祉法等の規定に基づき、市の責任において決定され

ますが、それに当たっては、本認可審査部会に事前に意見を聴かなければならぬこととされております。委員の皆さんにおかれましては、それぞれの専門的な見地から、ご意見、ご質問をいただき、今後、新たに認可される施設がよりよいものになりますよう、ご協力をお願いします。

また、本日、会議に先立ちまして木上委員に申請者の経理関係について、確認をいただいておりますので、お気づきの点がありましたら質疑の中で、ご意見等をいただきたいと思います。

それでは、早速ですが案件1 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、のうち「香里敬愛保育園」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件1 「幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について」ご説明させていただきます。

令和8年4月に、幼保連携型認定こども園への移行を希望している施設は6法人8施設となっております。なお、香里敬愛保育園、中振敬愛保育園、みずき敬愛保育園は同一法人で社会福祉法人 聖徳園が運営されております。

参考資料3「市内施設位置図」をご覧ください。枚方市域を大きく北部、中部、南部、東部に分け、市内保育所等の位置を示したものとなっております。今回移行対象となっている「船橋保育園」と「牧野こども園」は北部に位置し、「ギンガ」は中部、「マツガこども園」と「長尾幼稚園」は東部に、「香里敬愛保育園」、「中振敬愛保育園」「みずき敬愛保育園」は南部に位置しております。

早速ですが「香里敬愛保育園」の認可審査表をご覧ください。審査表の項目及び資料について簡単にご説明させていただきます。

まず審査表については、申請者から提出された申請書類を事務局において市で定めている基準条例や関係法令に照らして確認しております。確認をした内容について、職員配置や施設・設備基準、土地・建物の所有関係、教育・保育時間や全体的な計画などの運営に関する事項などについて整理したものとなっております。

なお、各園の経理関係については8月5日に税理士である木上委員にご確認をいただいております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点を説明させていただきます。

香里敬愛保育園は枚方市の南部に位置し、1967年に開設。保育所として58年の実績があります。園舎については、平成10年に建て替えが行われ、現園舎で27年程保育を提供されております。

香里団地の中心に位置し、春は桜、夏はけやき、秋はいちょう並木と四季折々の自然に囲まれた保育園です。あたたかい雰囲気の中で、保育体験や遊びを通じて心を豊かに育み、保護者とともに子どもの成長や子育てを考え支えることや、地域の多様なニーズに応えるため、相談支援にも力を入れ、安心して預けられる保育園を目指しています。

紙資料「香里敬愛保育園」の審査表をご覧ください。

審査表の基本事項の対象施設ですが、幼保連携型認定こども園は「就学前のこどもに関する

る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条において設置主体は「国・自治体・学校法人・社会福祉法人」と規定されています。その下には、設置主体・施設名称・施設住所・園長氏名・定員を記載しています。

本園の設置主体は、社会福祉法人 聖徳園です。施設名称は、「幼保連携型認定こども園 香里敬愛保育園」に変更されます。定員は歳児ごとの人数を記載しています。現在130名の定員で保育所を運営されますが、新たに1号児を3、4歳児で各3名、5歳で4名設定し計140名の定員で運営されます。定員の表の下に、配置基準を記載しています。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

1つ目、定員の項目ですが、こちらは待機児童対策の観点から、保育を必要とする子どもに該当する園児の割合を、市として待機児童の多い3歳未満児を4割以上設定することを求めおり、対応していることを確認しています。

2. 教育保育を行う期間及び時間ですが、「開園時間、教育時間、保育時間、教育週数」について各基準を満たしている事を運営規程等で確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。インデックス番号1の資料をA3に大きくしたものをお手元に配付しております。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

それでは認可審査表にお戻りいただけますでしょうか。

4. 子育て支援事業について、インデックス番号10番となります。タブレットからご覧いただけます。幼保連携型認定こども園は子育て支援事業を1つ以上実施していただくことが必須となっておりますが、本園は週に1回「相談支援事業」として「子育て相談支援」を実施する予定であることを確認しています。本事業への実施体制が整えられていることから本項目について○とします。

5. 職員についてです。インデックス番号11番となります。保育教諭等職員について配置基準以上に配置されているかどうかですが、基準上必要な職員数は17人となっており、職員は23人配置していることを確認しております。また、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、幼稚園教諭及び保育士資格の両方の免許を保有する必要があります。ただし移行特例として保育教諭については、令和11年度末まではいずれかの免許保有者であればよいとなっております。保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。

また、調理員・園医等について配置していることを書類において確認しております。

6. 園長の資格等についてですが、「履歴書」「園長の資格証明書」において確認しております。

7. 学級の学級編成についてですが、1学級の人数要件が3歳児は25人以下4歳児以上については35人以下となっていることなどを確認しています。

ページをめくっていただき、

8. 設備の基準についてです。基本情報として「建物及び土地については借地」となっております。それぞれの面積基準を満たしております。

ます。園庭、園舎につきましてはお手元の紙資料 平面図等のとおりとなっております。1階に調理室、2階に地上園庭があり、傾斜地となっているため、1階及び2階が地上に面して

います。

なお、移行特例と記載された箇所についてですが、平成29年の国の通知の中で「既存施設からの移行の特例等について」示しており、基本、幼保連携型認定こども園は保育所、幼稚園いずれの基準も満たす必要がありますが、既存施設から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例について、経過措置が認められることとされております。

次に、1号児を新たに設けることにより、3、4、5歳児用の保育室について、面積基準を満たさなくなるため、現状の会議室を可動式のパーティションで区切り、それぞれの年齢ごとにスペースを確保する計画です。

可動式のパーティションは、各区画間の移動や避難経路について十分な幅を設け、安全かつ円滑に通行できる動線を確保することです。

また、幼児ルームは基本的に1号児の保育室として使用することになりますが、保育教諭の見守りの中、1号児と2号児のお部屋の行き来を可能とすることを園より確認しています。

同じ歳児が複数の部屋に分かれて過ごすことについては、その理由や運営に関する指導計画をご提出いただいております。基本的な教育・保育活動については、ホールや園庭を活用し、部屋の区別なく一緒に活動できるよう配慮するとともに、別々の部屋で過ごす場合も活動内容に差が生じないよう工夫することです。また、人数が少なくなることで子どもが不安にならないよう、安心して過ごせる環境づくりにも努めると伺っております。建物の構造上、保育室の確保が困難なためこうした運用を行う予定としています。

それでは審査表にお戻りいただき、審査表3ページ目をご覧ください。必要な設備を設置していることを確認しております。

9. 保育室等を3階以上に設けておりますが「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段および避難用滑り台を設置していることを確認しております。

10. 園庭ですが、本園の園庭は屋上になく、地上の同一敷地内にあります。

11. 食事の提供については、園内の調理室にて外部業者から派遣された調理員が行う「外部委託」の方式にて提供を行っていることを確認しています。

12. 情報の開示については、当該園を利用される方に対し、「園則」等において提供されていることを確認しております。

13. 入園する園児の選考については、「選考方法等計画書」において、入園する園児の選考を公正に行い、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮していることを確認しております。

14. 園児の健康安全の確保については、「園児の健康及び安全確保計画書」において、園児の健康や安全を確保するために、疾病予防や防災、防犯に対し適切な体制をとっていることを確認しております。

15. 運営状況の点検等については、「運営状況の点検又は評価等計画書」において、自己評価を行い結果を公表している、苦情を受ける窓口を設置しているかどうかを確認しております。

16. 経済的基礎については、冒頭で申し上げましたとおり、木上委員に申請者の経理関係について確認をいただいております。

17. 認可法第17条第2項の各号に規定する事項に該当しないについては、「該当しない

誓約書」が提出されております。

18. その他、法令等に定める基準については満たしており、

19. 移行特例の適用状況についてですが、先ほどご説明しました、5. 職員の資格が該当しております。

以上長くなりましたが、香里敬愛保育園の説明は以上となります。

【会長】

ただ今、事務局から幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可（令和8年4月）についてのうち「香里敬愛保育園」についての説明がありましたが、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【会長】

平面図を見させていただいたら、この建物自体が、1階があって、2階に0、1、2歳の保育室があり、3階に3、4、5歳の保育室があるという形ですが、避難経路をどのように確保されていますでしょうか。

【事務局】

傾斜地になっており、2階は地上に面したような形になっておりますので、そのまま出ることができます。

【会長】

1階の調理室から出火したといった場合、どういったような経路で安全に避難していく道筋になるんですか。

【事務局】

会長がご覧になっているのは0歳、1歳のいる2階平面図ということじゃないですかね。

【会長】

南側にある出るところをピンクの線で囲っていますけどここは開口ですか。

【事務局】

ここからテラスに出られるようになっています。テラスから傾斜地なんですけども。

下側がちょっと低くなっている土地で、裏側の園庭の部分が、土地が高くなっている。

だから園庭側に出るのであればそのままテラスから園庭と高さが一緒なって出ていく。

階段を降りれば、ちょっと傾斜地で下の低い道路部分で1階と同じです。

【会長】

1歳児もこれで外へ出られるということですね。

いわゆる遊戯室を出て階段を降りていくという経路ではないということですね。

【事務局】

そうですね、実際どちらで訓練されているかまではちょっと確認していませんが。

【会長】

訓練に関してのところで表記が中にあったんですけども、それ見ていると具体的な記述がなかったんで、どうやって避難するのか、気になったものですから。

大概の保育園等は0、1、2歳は避難しやすいということで、1階部分に保育室を置くというのは、通例になっており、これ2階ということなんで傾斜地だということもあるんでしょうけど、ちょっとその辺が気になって、避難経路ですね。

【事務局】

園にもこの辺りについて確認しておきたいと思います。

【会長】

他いかがでしょうか。

【委員】

全体的な計画の特色のある保育のところに、異年齢児保育とあるんですけど、これは3、4、5歳の異年齢ですか。

その割に、3歳児、4歳児、5歳児と部屋が分かれているのがどんな、どういう、異年齢保育なんだろうと。

【事務局】

歳児の部分については、一緒に保育されているというのではなくて、それぞれ歳児には分かれてしまうんですが。

【委員】

低年齢児の異年齢ですか。

【会長】

特色のある保育のところですね、一応異年齢児保育とあるんですけども。多くの場合3、4、5歳児のあたりで縦割りで保育をすると、異年齢児保育という言い方になって、上の5歳児さんが3歳児さんの、縦関係でも支援をし合うというようなことがあるわけですが。

0、1、2歳っていうのはまだ子ども同士の関わりはなくて、大人と子どもという関わりなので、異年齢といつてもそれほど、効果というかそういうのもあまりないかと。

【事務局】

すみません、3、4、5歳児の話をちょっとさせていただいたつもりだったんで。

【会長】

そうですか。

【事務局】

そのところはパーティションで区切るという形にはなっておりますけれども、ホール等を活用しながら、異歳児の交流を行うというのは聞いております。

【委員】

それぞれの部屋はあります、ホールとか、この児童ルームというようなところで交流がある感じですかね。

それを異年齢児保育として特色にあげているということですね。

【会長】

このホールというのはどれぐらいの平米があるんですか。

これは遊戯室と書いてある大きさで理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

ホールと言っている部分で、3階の平面図で見ていただくと、吹き抜けの近くにホールと書かれているものなんですけども、そういうところも活用はされてるとは聞いてます。

もちろんその遊戯室であるとか園庭を使って、交流されているとおっしゃってるんですけども。

その他のホールということで、こういう、吹き抜けの近くの広場といいますか、踊り場といいますか、ここスペースとかも使ってもされると。

【会長】

設定での異年齢児保育じゃなくて、自由遊びでの異年齢児保育なのかも知れませんね。

【事務局】

そういうことを指しているのかも知れません。

【会長】

ホールだとちょっと狭過ぎますね。

【委員】

些細な質問なんんですけど、食事ですよね。

食事の提供方法と書いてるんですけど、自園で調理をされ、それと外部の搬入可と書いてるんですけど、これは食材を外部から持って来られてそれを自園調理して提供されてるんですかね。

それとも調理済みのものを園に持って来られて、子どもに提供されているのかどうか。

【事務局】

平面図を見ていただきますと 1 階平面図のところに調理室というのが、下のところにピンクで囲ってあり、これが調理室です。ここで調理されているのが提供されています。

【委員】

基本はここで調理をされて提供されているということですかね。

【事務局】

調理員さんが多分外部委託でされてるんで、外部の方がこの調理室に入って、ここで調理されているという意味です。

【委員】

調理されてる方は外部の方ですか。

【事務局】

そうですね。

【委員】

わかりました。

【会長】

他はいかがでしょう。

【委員】

いいですか。

【会長】

はいどうぞ。

【委員】

全体の話として聞いていただきたいんですけども、例えば教諭の人数確認等に行かれることがありますね。その際は法的に多分通知して行きますね、当然。

行く時にはいついつ行きますと。それを許されるかどうか分かりませんが、飛び込みでいくということができるんでしょうか。園が出資する資料が合っているのかどうか、教諭は本当に

揃っているかとか、そういうことはできないんですか。僕はもともと査察を飛び込みでしていたこともあり、それが一番実態把握できるので、もし法的に許されるのであればこんな確認の仕方をするという様な牽制効果になるとも思うので。そういうことはできないんですね。

【事務局】

定期定例で、年1回順番に保育所をまわる監査というのは、福祉指導監査課という別の組織で実施しておりますが、それは今回の基準を満たしているか満たしていないかと、現実に書類の審査の方も、確実に事前に用意してもらってしっかりとチェックしていくっていうのをやってるんですけども。

私どもお金の給付をしている立場で、確認監査というのもありますし、毎月お金のやりとりをしてる部署なんですけども、日常的に保護者から園に対する何か苦情が入ったりとかいう時とかは、私もつい最近この前もアポなしで訪問させてもらったりということもあります。

ちょっとびっくりされはしますけども、中まで入って色々と確認をすることはあります。その時に、全職員の人数を数えるというのはなかなか。実態としては職員数がかなりいまして、シフトでローテーションを組んで、職員を配置されていますので、実際書面上と全くぴったり同じだけ人数がいらっしゃるかどうかというのは、行ったところで、その日いらっしゃる職員しか確認はできません。

【委員】

その時に、私が経験したところでは例えばタイムカードで来てるかどうか等、時々やると牽制になるのではと。

要するに、最終的にはその子どもたちに問題が起きないように、子ども達がちゃんと過ごすような環境が保たれてるかどうかが一番大事なことなので、そういうことも参考にしていただければ。

【事務局】

実際に定期定例で行っているところにも情報共有して、色々工夫はしていけたらと思います。ありがとうございます。

【会長】

先ほどちょっと見せていただいた職員の構成ですかね。

保育士資格しか持っていないのに保育教諭という名称を使うというのは、よろしいんですね。

【事務局】

特例が適用され、認定こども園になるとそうなります。

【会長】

今まで見てきた中では、保育士しか持ていなかつた場合は保育士という記載が結構多かったようなもんですけども。

ここを見ると全部保育教諭という名称になっていて、幼稚園か保育士のどちらかを持っていても保育教諭。でも実際上保育教諭というのは、「かつ」という言葉で、幼稚園教諭の免許状、かつ、保育士を持ってるのは保育教諭ということであれば、特例があつても違うのかなという気がするんですけど、その辺りは大丈夫でしょうか。

【事務局】

保育士と書かれてるところで保育教諭と特例を適用されている方につきましては、先ほどの特例の話もありますけれども、免許を取得されることについては確約書をいただいてはおります。

【会長】

形式上の問題なんですね。でも、名乗ることはできないと思うんですよ、持っていないんだから。だから、そういう扱いでいいのかなという、書類上のことだけですが。

【事務局】

資格の種類と職名はイコールのものではないので、こちらでも確認をさせてもらいたいと思います。認定こども園として、職に当たる方の職名が、保育教諭でいいのかどうかですね。

【会長】

認定こども園では、幼稚園教諭免許状と保育士資格と両方あった場合に保育教諭ということになってると思うので、どうなのかなというのはちょっとと思いましたので、確認していただければ。

【事務局】

そうですね。保育士だけの方もいらっしゃいますし、幼稚園教諭だけの方も一応いらっしゃいますので、いずれもどうなのかというところで確認をしていきたいと思います。

【委員】

あとその確約書なんですね。

それはいつ頃までにということになるのですか。

【事務局】

令和8年の3月までということで、園からは提出をいただいている。

【委員】

その時点で最終的に確認をしないといけないと。

【会長】。

特例はずっと延長、延長で来てるんですよね。

【事務局】

そうですね。平成27年度に、新しい制度ができて今後令和15年まで延長されることにはなっています。国も状況を見ながら、どこまで延長するのか検討されていると思います。

【委員】

幼稚園免許しか持っていない人は、保育士試験を受けるということですか。

【会長】

特例の講座があります。

【委員】

資格ってどれくらいかかるんですか。私、中高の免許は持ってるけど幼稚園は持っていないので分からないです。

【会長】

特例の場合、8単位履修だったように思います。

【事務局】

確か幼稚園免許を持っていて保育士資格の場合と保育士資格を持っていて幼稚園免許を取る場合とで微妙に違ったと思います。幼稚園教諭の方が取るのが大変だったと。

【会長】

何単位か取ってですね、特定の科目が設定されていますので、それを履修すれば免許が出来ます。

特例の授業を受けるのが嫌やという人がいたとした場合、保育士だとしたら、試験を受けてということも可能だとは思います。でもそれでは落ちてしまう可能性がありますから、特例であればその講座を受講すればよいことになります。

試験は9科目の試験なんですけども、3年間有効で、3年間の間に全部取ればいいです。保育士は年2回やってますから6回チャンスがあります。

でもほとんどの方が、特例の講座みたいな研修を受けて取られているケースが多いですね。

【委員】

分かりました。

【会長】

他よろしいですか。

それでは、香里敬愛保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑は以上とします。

続いて、中振敬愛保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

続きまして中振敬愛保育園、についてご説明いたします。

本園は、枚方市の南部に位置し、1980年に開設され、保育所として45年の実績があります。

広い園庭が特徴で、充実した環境の中、のびのびと様々な体験をしながら豊かな心を育みます。子どもの成長を見守り、保護者の子育てを応援するとともに、地域の子育て拠点として様々な取り組みを行い、地域や家庭との連携を図る保育園を目指しています。分園は聖徳自然公園に隣接し、両手いっぱいの自然と日々触れ合っています。

それでは、お手元の「中振敬愛保育所」の審査表をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 聖徳園です、幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「中振敬愛保育所」から「幼保連携型認定こども園 中振敬愛保育園」とされ、現在185名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を3、4歳児で各3名、5歳で4名設定し計195名の定員で運営されます。

配置基準ですが、26名の職員が必要となっています。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目1定員、2教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

4. 子育て支援事業について、本園は、週に1回「相談支援事業」として「子育て相談支援」を実施する予定であることを確認しています。

5. 職員についてです。基準上必要な職員は26人となっており、職員は33人配置していることを確認しています。また、保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。

統いて6. 園長の資格等について、基準に満たしていることを確認しています。

7. 学級の学級編制についてですが、1学級の人数要件が、3歳児は25人以下となっているところ、本園は33人となっているため、25人以下とすることが困難な理由を、理事長名で書面において提出いただいております。

ページをめくっていただき、

8. 設備につきまして、平面図をご覧ください。本園について、建物は2階建て耐火建築物で、園庭は地上にあり、園舎と同一敷地内に配置されています。また、分園については3階建ての3階部分を分園として利用しています。

1号児を新たに設けることにより、3、4、5歳児用の保育室について、面積基準を満たさなくなるため、現状の会議室を可動式のパーティションで区切り、それぞれの年齢ごとにスペースを確保する計画です。

なお、可動式のパーティションは、各区画間の移動や避難経路について十分な幅を設け、安全かつ円滑に通行できる動線を確保することです。

また、幼児ルームは基本的に1号児の保育室として使用することになりますが、保育教諭の見守りの中、1号児と2号児のお部屋の行き来を可能とすることを園より確認しています。

同じ歳児が複数の部屋に分かれて過ごすことについては、その理由や運営に関する指導計画をご提出いただいております。基本的な教育・保育活動については、ホールや園庭を活用し、部屋の区別なく一緒に活動できるよう配慮するとともに、別々の部屋で過ごす場合も活動内容に差が生じないよう工夫することです。また、人数が少なくなることで子どもが不安にならないよう、安心して過ごせる環境づくりにも努めると伺っております。建物の構造上、保育室の確保が困難なためこうした運用を行う予定としています。

審査表4ページ目の設備の有無について全て配置していることを確認しております。

9. 保育室等を2階、3階に設けておりますが「耐火建築物」であり、常用で屋内階段があり、避難用として屋外階段と避難用滑り台を設置していることを確認しております。その他、幼児の転落防止設備や消防機関への通報設備などが設けられている事についても確認しています。

10. 園庭については、同一敷地内にあることを確認しています。

11. 食事の提供方法は園内の調理室にて外部業者から派遣された調理員が行う「外部委託」の方式にて提供を行っていることを確認しています。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況についてですが、先ほどご説明しました、5. 職員の資格について該当しております。

中振敬愛保育園の説明は以上となります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

先ほどご説明いただいたと思うんですが、この保育、幼稚ルームというところの使い方のですね、面積基準の問題があるので配慮して保育室として使うと。

入口が1つでパーティションで仕切って、それぞれ3、4、5歳が混ざって入室していても、なかなか年齢別保育は困難かなと思ったりするんですけども。

幼稚ルームは使わずに、遊戯室というこれだけ大きい広いところがあるわけですから、これを縦割りで異年齢で使うということでも良いのかなと思ったりもするんですけど。

もしこをお使いになるのであれば、実際子どもの動線だとか、子どもの保育の状況ですね、どういう風に使われたかという、記録とか結果ですね、その確認を取っておく必要があるのかなとは思ったりするんですけどね。

【事務局】

園の説明では3歳、4歳、5歳で、多分それぞれ新設している定員の3人、3人、4人ということで、多分10名が、こここの部屋の面積基準を満たすところに当たるという説明になっているかと思うんですけど、現地に実際見に行かしていただいたんですけども、とても広い部屋ではございませんので、実際どういう風に使われるか、4月以降で認可後になるとは思うんですけども、今時点ではまだ会議室として利用されているところですので、最終どういう形で、実際にレイアウト変更して、パーティションっていうこともおっしゃりますけども、多分天井まであるパーティションを使うと、さらに狭く感じる部屋になると思いますので、多分色々な工夫はされるとは思うんですけども、どういった運用していかれるかをしっかり確認していきたいと思います。

【委員】

面積的な数字のことだけで合わせている感じがするので、実際に子どもと保育者がどうやって、何人程度動かすのかっていうようなところもやっぱり知りたいかなと思います。

【会長】

どうしても遊戯室は遊戯室で、残しとかないといけないっていうならこれは仕方がないと思うんですけども、こういうところで異年齢保育を展開するとかですね。

それからこれを面積基準に充当するというのも考えられないことはないんじゃないかなと思います。

【事務局】

頂戴した意見は、園の方にお伝えして、遊戯室をパーティションで仕切ってとかいうことができる園は、そういうことをされている所もありますので。

この遊戯室が今そこまでできるかどうかはちょっと確認できておりません。

【会長】

ちょっと大き過ぎますね。

【事務局】

そうですね。10人でこの部屋は使わないと思いますので。

遊戯室の前のプレイホールとかも、一応使っていきたいとおっしゃっていました。遊戯室の前室みたいなスペースになっているところです。

【委員】

こちらの方がまだ保育室に近いですね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

乳児ルームは大分奥にいかないと。

【事務局】

先ほどの香里敬愛保育園よりも若干ここは新しい施設で、廊下もすごい広いスペースになっていますので、その辺りゆったり感はありますけれども、この幼児ルームに関してはどんな使い方するのか気になるところかなと考えています。

【会長】

他、何かございますでしょうか。

全体的な計画もそうなんですけれども、あとマニュアル関係もそうなんですが、先ほどの香里敬愛保育園と同法人ということで資料が全く同じですね。

園児も違うし、それからそこにいる保育士、また保育教諭も違うわけですから、そういう観点から考えると全く一緒でいいのかな。その園の特色っていうんですかね。そういうものを打ち出して、法人の特色でこうだと言われたらそういうことになるのだろうとは思いますが、全く一緒というのは、どうなのかとちょっと思ってしまうんですけどね。

【事務局】

この3園につきましては枚方の南部エリアに配置されているということなんですけれども。法人としてもしっかりした大きな法人で、こども園になる前の保育所の時から人事交流的なものもしっかりされているでしょうし、研修等も合同でされてるところではあるかなと思います。

それが逆に画一的な計画になってしまっているところはあるのかなと思いますので、その辺りはしっかり意見しておきたいと思います。

【会長】

ちょっと先ほどのところでも言ったら良かったかもしれませんけど、地域との関わり、全体的な計画ですね。

大切に保育っていうところで、非常に抽象的な文言だけですので、具体的に例えば老人ホームとの交流をするとか、小学校との交流をするとかですね、地域のこういうお祭りで参加するとかですね、もうちょっと具体的なところが記述されていたらいいなというの思います。

【事務局】

地域との関わりがあるようなところもおっしゃっておりまして、ホールを活用して出し物をしたりというのを聞いております。

【会長】

是非ともそういう具体でやってらっしゃることを全体的な計画に十分落とし込んでいただければと思います。

他何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、中振敬愛保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑は、以上とします。

続いて、みずき敬愛保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きましてみずき敬愛保育園についてご説明いたします。本園は、枚方市の南部に位置し、2019年に開設され、保育所として6年の実績があります。

社会福祉施設と隣接し、多世代交流を大切にする保育園です。木の温もりあふれる園舎と広い園庭で、自然や生き物と触れ合いながら子どもの豊かな成長を育みます。保護者と協力し、総合的な育児支援を行うとともに、地域とのつながりを深める保育園を目指しています。

「みずき敬愛保育園」の審査表をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 聖徳園です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「みずき敬愛保育園」から「幼保連携型認定こども園 みずき敬愛保育園」とされ、現在90名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を3、4歳児で各3名、5歳で4名設定し計100名の定員で運営されます。

配置基準ですが、12名の職員が必要となっています。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目1. 定員、2. 教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成されていることを確認しております。

項目4. 子育て支援事業についてですが、本園は週に1回「相談支援事業」として「子育て相談支援」を実施する予定であることを確認しています。

5. 職員についてです。基準上必要な職員は12人となっており、職員は19人配置していることを確認しています。また、保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。

続いて6. 園長の資格等、7. 学級についてでも各基準を満たしていることを確認しております。ページをめくっていただき、

8～10の設備、建物、園庭についてですが、平面図をご覧ください。本園について、建物は3階建て耐火建築物です。

9. 保育室等を2階に設けておりますが「耐火建築物」であり、常用として屋内階段、避難用として屋外階段および避難シャーターを設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備も設けられております。

10. 園庭につきましては、現在隣接地にある、同一法人が経営する社会福祉施設の敷地の一部を園庭として活用するため手続きを進めているところです。

敷地には遊具が設置されており、現在も外遊びで活用しておられます。園舎から園庭へは、1階廊下またはテラス側から出入りできることを確認しており、園庭利用の際には必要な安全対策を行うとの報告をいただいています。

みずき敬愛保育園は、園庭として449.5m²を確保する必要がありますが、社会福祉施設

の敷地(約7,000m²)のうち屋外部分、橙色で示した箇所は、概算で約2,000m²あり、このうちの一部を認定こども園の園庭に変更することで、必要な面積を確保できる見込みであることを確認しています。

現在、法人が具体的な平米数を確認しているため、正確な面積を確認できましたら改めてお知らせさせていただきます。こういったことから、認可審査表は△印にしております。

11. 食事の提供方法は園内の調理室にて外部業者から派遣された調理員が行う「外部委託」の方式にて提供を行ってることを確認しています。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況についてですが、先ほどご説明しました、5. 職員の資格が該当しております。

「みずき敬愛保育園」の説明は以上です。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【委員】

職員配置のところを見ていたら、常勤の中で保育士しか持っていない方が沢山おられますけど、大丈夫でしょうか。

【事務局】

確約書を提出いただいており、必ず取られるということで確認しております。

【委員】

研修を受けないといけない職員が多くたら、現場を離れることでローテーションが組みにくくなったりするので、円滑かつ迅速に研修を受けるような計画を市としてきちんと抑えておく必要がありますね。

【会長】

ちょっと気になったんですけど、平面図で点線で延焼のおそれのある範囲、外壁中心線とか書かれているものがあるのですが、これは一体何でしょうか。

延焼することに対応している部分がここだという、そういう意味なんでしょうか。

【事務局】

現状ではご指摘の部分がわからないところがございます。

【会長】

1階の床面積ですね、平面図、これ1番分かりやすいのは右下の部分ですね。左側の方で身体障がい者の駐車場の上に、延焼の恐れのある範囲って書いてあるんですよね。その点線がずっとこの建物の内側をなぞっているような。そうではないのか。

【事務局】

ほぼ丸々範囲に含まれているようなんですが、もう一枚めくっていただくと分かりやすいですが、何を指しているのかは確認させていただきます。

【会長】

上側と言いますか、例えば3歳児とか遊戯室は半分が延焼の恐れのない範囲になっていて、半分がある範囲ということなんですよ。これは一体何だろう。先ほどの中振のところではなかったかなと思います。建築上の問題のことだろうとは思うんですけど。

【事務局】

みづき敬愛保育園さんは令和元年に新設されているのでその時に建てられたものかと思います。書き方についてもしかしたら比較的新しい図面にありますので、記載が必要なものがあるのかもしれません。また園の方にも確認させてもらいます。

【会長】

他、何かございますでしょうか。

【委員】

70代の方も勤務されていますが、子ども達は激しい動きをすると思いますが年齢的な問題は大丈夫でしょうか。

【事務局】

年齢をみて問題ないかと言われますと、確かに5歳児でもかなり力があり、若い先生でも腰を痛めたりすることもありますので、問題ないことはないと思うのですが、園も職員配置的に色々工夫はされていると思います。経験の若い方と経験のある方とまた年齢とか配置は色々工夫されていると思うのですが、年齢制限があったりということは存じ上げません。その辺りもしっかり確認していきたいと思います。

【会長】

運営規程の方にも載っていないですね。

【委員】

年齢が高くてずっと子ども達と関わってこられている。やっぱり今の若い人に教えてあげたいということもあるでしょうし、体力がないとしたらまた違う方の対応に配置されていると思うんで。

若い人にはない知識を伝える立場にいらっしゃるかもしれないで、年齢は園に任せられないと思います。

【会長】

運営規程で職員の資格のところに補助職員はこの限りでないという一文がありますので、年齢が超過していても別に問題はないかなということですね。

【事務局】

こちらに提出されている書類にはないかなと思います。就業規則等には記載があるかなと思うのですが。ただ、子どもと日々生活されている保育士さんは比較的年齢がいっても若い方もいらっしゃると思います。

【委員】

高齢になってから資格を取得する方がいることが気になったんですけど。何となくなし崩し的に資格がないままみたいなことが起こらないように。

【委員】

措置法的に、何年か経過したら片方の免許でもOKみたいなものがあれば良いのですが。

【事務局】

法的にも先ほどの特例とかで、これだけ取ればいいよみたいなものが令和15年まで認められており、国も補助金を出す等一所懸命していただいて取りやすくなつたと思います。

おっしゃったように高齢になってくるとなかなか試験を受けても難しいところもあるかも

しません。

【委員】

条例で枚方市だけ認めていることはありますか。

【事務局】

特別な扱いとして、保育士の試験とかも国家試験ですけど、府で別途やってもいいよとか、前からありますて、それがまたさらにそこで試験を通った方も全国共通になるものもあります。

【会長】

定年退職後に多少の謝礼は出ると思いますが、ボランティアとして保育補助をする人を色々な園が抱えていっているみたいですね。異年齢交流ということで、子ども達にも良い影響がある、学びになっているということも聞いたりしますので、そういったところで非常勤に年齢の高い方が並んでいるのかなと思います。

あくまで非常勤ですから、常勤で責任を持ってというところではないと思いますが。

【委員】

時々40代が全くいないとか若い人と高齢の人しかいない園もある中で、この園はすごくバランスが良いと思います。

【会長】

みずき敬愛保育園の男性の更衣室は設置されているのでしょうか。職員に男性がいたと思います。よくあるんですけど、保育士は女性が非常に多いですが、男性保育士も増えてきている中で、男性の保育士の更衣室がないのですよ。

トイレで着替えるというようなことをしているところも結構あるようです。

【事務局】

男性の更衣室はあります。職員室の中ですね。

【会長】

ありましたね。

あと常勤2名は採用予定ということですね。

みずき敬愛保育園について他に何かございますでしょうか。

ここで敬愛の3つの施設が終わったわけですけども、会計上等に問題はございませんか。

【委員】

事前に市役所に寄せていただいて、数字的な部分は色々な疑問点なりを投げかけていて、私なりにはOKの返事をいただいているいます。

大きな法人さんですし、各園税理士さんなりがついて、それなりの見方はしていると思うのですが、僕が見た中での疑問は市役所の方に行って一応解けています。

【会長】

そうですか。それでは問題ないということですね。

【委員】

はい。

【会長】

それではこれでみずき敬愛保育園の方を終わってよろしいでしょうか。

先ほどちらつと言いましたけども、マニュアルとそれから全体的な計画も、右側にそれぞれの名前が出ていますが、表題の方は認定こども園敬愛保育園全体的な計画となっているので、法人さんが一緒に作っているということなんだと思いますけど、先ほども言いましたようにやっぱり各園の特色もあるでしょうし、同じような地域であってもですね、やっぱり園児さんも違うし、職員も違うわけですから、それなりのどんな保育というか、もうちょっと具体的に色々な特色を盛り込んで全体的な計画を立案していただいたらと、それからもう少し具体的にお書きいただけたらと思います。

【会長】

それでは、みずき敬愛保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑は、以上とします。

それでは、4施設目、ギンガに係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続いて、認定こども園ギンガについてご説明いたします。

本園は、枚方市の中部に位置し、1972年に開設され、保育所として54年の実績があります。園舎は平成17年に新園舎を建築されています。田んぼや天の川など豊かな自然に囲まれた地域に建てられており、「自分を大切にする子」「仲間を大切にする子」「意欲を持って行動する子」「主体的な子」「感性豊かな子」を保育目標とし、人生の土台つくりを行っています。

また、地域のお子さんに保育園ならではの遊びを体験してもらう「ひろば」の活動など、地域での子育て支援事業についても積極的に展開しておられます。

それでは、お手元の「ギンガ保育園」と記載された冊子の中の審査表をご覧ください。本園の設置主体は、社会福祉法人銀河です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「ギンガ保育園」から「認定こども園 ギンガ」とされ、現在130名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を9名設定し計139名の定員で運営されます。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目1. 定員、2. 教育保育を行う期間及び時間については、各規準を満たしていることを確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております

4. 子育て支援事業についてですが、本園は週に3回「相談支援事業」を実施されることを確認しております。

5. 職員についてです。基準上必要な職員は15人となっており、職員は32人配置していることを確認しております。また、保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。調理は外部へ委託されており、園医等についても配置を確認しております。

6. 園長の資格等について、基準を満たしていることを確認しております。

続いて7. 学級の学級編成についてですが、学級の人数要件から3歳児は25人以下となっておりますが、30人で設定されているため、25人以下とすることが困難な理由を理事

長名で書面において提出いただいております。

8. 設備では「園舎・保育室等・園庭」においての3つの面積基準について、お手元の紙の平面図等において全て基準を満たしていることを確認しております。

また、審査表3ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

9. 保育室等を2階に設けておりますが、「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段及び避難用滑り台を設置していることを確認しております。

10. 園庭について、本園は地上の同一敷地内及び屋上に設けており、各基準を満たしていることを確認しております。

11. 食事の提供方法については、外部委託の方式にて提供を行っていることを確認しております。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況についてですが、先ほどご説明しました、5. 職員の資格が該当しております。

認定こども園ギンガの説明は以上となります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【会長】

職員の名簿と学級編成の計画書とで、職名が違うっていうのはどうしてですか。いつ現在というところが。全部「保育士」になってますよね、職員名簿の方。

【事務局】

会長が今おっしゃっている全体名簿の職種のところで「保育士」と書かれているのが。

【会長】

2026年4月1日現在の職員状況のところが、職員配置と学級編成計画書ですかね、それでみると、保育教諭と書いておられます。

【事務局】

今画面に示されている方が、配置計画、4月以降の認定こども園になった後の話の職員で、先ほどの職員名簿のやつは今現在の名簿です。

【会長】

はい。

全体的な計画も細かく書いてらっしゃいますね。

いかがでしょうか。

【委員】

ここで言うあれかどうかわからないんですけど、性犯罪というのも一応確認をしていくってんですか。

【事務局】

認可にあたってというわけではないんですけども、虐待とか。

【委員】

虐待じゃなしに、いわゆる教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律等での

データベースをチェックされるのですか。昔から事件がありますので。

【事務局】

過去に性犯罪で免許を取り消された方については、公表できるようになっておりまして、採用する際にそれを確認したうえで採用する流れになっています。

性的な虐待については、虐待の通報制度がこの10月から強化されまして、それがまた、虐待ということをされた場合は公表、都道府県が主体となって資格も管理していますので、そういうことがあつたら、都道府県と共有して、そういう方に関しては、資格取り消しありたいな話まで一応制度化はされているところです。

【委員】

広報的なものもたくさんしておられるんですね。

【事務局】

そういう事件が増えてますように、国もここは力を入れているかなと思います。

【委員】

すみません。あまりちょっと関係ない。

【会長】

それ大事なことですけども、なかなかそこを、各園でやってるかと言つたらあまりまだやられてないんじゃないかなという気がするんですよね。

【事務局】

取り消し者を確認するっていうのはもう制度的に義務化されてますので、そこは必ずしなければいけないものとなっています。

最近それも、チェック漏れも何か事件とかありましたんで、その辺は周知徹底しています。作業するにあたっては、その辺もしっかり確認してくださいねっていうようなことは周知しております。

【会長】

ギンガさんも、もともとは保育園ですよね。

【事務局】

そうですね。ここの法人に関しましては小規模も含めて何施設か。保育園の連盟の会長されているところがこの法人にあたりまして、先ほどの全体の計画がしっかりと細かく書けているっていうのは、そのあたりが関係しているかなと。

【会長】

今運営規程を見させてもらってるんですけど、学期制をひいて1学期2学期3学期とですね、空白の期間があるんです。3学期制にしてるからそういうことになってしまふかもしませんけど、8月8日から8月25日までの間は保育しないというわけではないですね。

それから教育標準時間は午前10時から14時とするということで設けていらっしゃるんですけども、保育時間は上に書いてある7時から18時ということになってるんで、それはそうやなと思うんです。

この教育標準時間っていうのは一体何なのかですが。

【事務局】

認定こども園になった時に、1号の子どもの教育時間を設けています。

【会長】

9時からじゃない。

【事務局】

はい。

【会長】

園則のところで黄色のマーカーが引いてあるのは、何か理由があるんですか。最後の部分だと黄色のマーカーが延々と。それから施設管理に関する重要事項のところが黄色で引っ張られております。これは別に何もないんですか。特になですか。

【事務局】

はい。

【会長】

ギンガにかかる認可に関する質疑の方いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】

全体的な計画がさっき言われてたようにすごく細かく書いてあって、地域のこととか結構、地域の保護者像みたいな目標のところにね、子育ての不安感・負担感を乗り越えるみたいな、地域の人に対しての目標まで書いてあるんですけど。行事のこととか、特色ある保育という項目がここにはないんですけど。だからどんな特色があるのかなあという、ちょっと知りたかったですね。

【会長】

裏もないですね。ちょっとその辺、確認していただいたほうがいいかもしないですね。

【事務局】

園庭の前にいちご畠みたいな地域があるんですけど、そこで食育を兼ねて、園児さんがいちごを収穫するっていうのは聞いております。

【委員】

何かお稽古ごとのなものとかはやってないですか。結構どこの園もそういうのに入ってくれって言って、何とか教室とか。習い事っていうか、あるのがいいとは思ってないんですけども。

【会長】

ちょっと聞いてもらいましょうか。

【会長】

さっき園の規則を見ていたら7時から18時が保育時間っていう話ですよね。そやけどこの全体の計画では延長保育は17時から19時半とか、ということは、1時間の差がある。これは何ですか。

それから、7時から9時が、これ1号の延長ですか。やっぱりちょっと表記の仕方が違うんじゃないかなと思いますけどね。

当初は、9時から18時。それで18時から19時まで1時間が延長保育という形になっていると思うんですけど、17時から19時半まで。4時間保育やったら10時・11時・1

2時・13時・14時で終わりですから、そこから1号の人は延長保育ということも考えられますけども。

【事務局】

ちょっと1号の子どもを延長保育って記載するのもちょっとおかしいですね。ちょっとここは、記載誤りの可能性もあるのでしっかり確認します。

【会長】

はい。

また、一時保育に1号の在園児に対しては利用時間が7時から19時半なんですね。例えば、一時保育と延長保育は違いますか。

【事務局】

多分、預かり保育のことを指しているのがこの幼稚園型預かりかなと思います。多分延長保育は保育利用者を手厚くしていて、ちょっと時間のずれがありますね。

【会長】

ありますね。ちょっと確認をしていただいたら。他、よろしいでしょうか。

それではギンガにかかる幼保連携型認定こども園への移行に伴う質疑は以上ということにさせていただきます。

昼休みということもあるんですけども、もうちょっと延長させていただいて、13時くらいから休憩を取らせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

【会長】

それでは、引き続き船橋保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、「認定こども園 船橋保育園」についてご説明いたします。

本園は、枚方市の北部に位置し、1973年に開設され、保育所として52年の実績があります。平成18年に現在の園舎に建て替えられるとともに、定員も増員されています。「子どもたち一人ひとりの気持ちを大切にし、年齢や発達に応じた遊びを通して、人間性豊かな子どもを育てていくこと」を理念に、子どもたちがいつも「笑顔」で安全に生活できる保育環境の創造に努められています。また、障害児保育や体操教室、剣道教室のほか、「飽食の時代と呼ばれる今日」だからこそ、食の大切さを知らせ、生きる力を育むことが大切であるとし、教育にも積極的に取り組まれています。

それでは、お手元の「船橋保育園」と記載された冊子の中の審査表をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人 船橋福祉会です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「船橋保育園」から「認定こども園 船橋保育園」へと変更され、現在130名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を各歳児3名ずつ設定し計139名の定員で運営されます。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目1定員、2教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。幼保連携型

認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

4. 子育て支援事業についてですが、本園は週に1回「相談支援事業」を実施されていることを確認しています。

5. 職員についてです。基準上必要な職員数は16人となっており、職員は27人配置していることを確認しております。また、保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。

調理は外部へ委託されており、園医等については、薬剤師が未決定ですが、現在、契約交渉中につき、令和8年3月までに配置、また免許証の確認ができるることを確認しております。

6. 園長の資格についてですが、「履歴書」及び「園長の資質証明書」において満たしていることを確認しております。

7. 学級の学級編成についてですが、学級の人数要件から3歳児は25人以下となっておりますが、28人で設定されているため、25人以下とすることが困難な理由を理事長名で書面において提出いただいております。

8. 設備では「園舎・保育室等・園庭」においての3つの面積基準についてお手元の紙の平面図等においてすべて基準を満たしていることを確認しております。

また、審査表3ページ目の設備の有無について全て配置していることを確認しております。

9. 保育室等を2階に設けておりますが「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段及び避難シートを設置していることを確認しております。

10. 園庭について、本園は屋上になく、地上の同一敷地内にあります。

11. 食事の提供方法は外部委託の方式にて提供を行っていることを確認しております。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況についてですが、保育教諭等の資格に関して該当があり、先ほどご説明しました5. 職員の資格における確約書を提出いただいております。

「認定こども園 船橋保育園」の説明は以上となります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【委員】

ここで私、決算書を事前に見せていただきました。

その時に要するに、保育事業の収益、収入は上がっているのに、職員給与が減っているということで指摘をさせていただいたたら、派遣職員が増えているため、単価が安くなっていることから職員給与が減少しているという回答をいただいてそれはそれでいいと思う。

ただ、その派遣職員が増えることって、いいことなのでしょうか。

【会長】

いや、そうではないです。

【事務局】

園さんも望んではない。やっぱりちょっと人材確保っていうのは、全国的に大変難しくなっています。

養成校が廃校になったりとか、そもそも女性が短大に行かなくなったりとか、資格を取られてもそのまま就労がミスマッチで辞めていかれたりとか、市でも潜在保育士さんの掘り起こ

し等、力を入れてやっているところではあります。

国の配置基準が良くなっていますので、ますます保育士さんが必要です。

【委員】

私もちょっと今、職員名簿っていうところで言ったんですけど、雇用形態の正職員がすごく少ない。パートがずらっと並んで派遣が結構たくさんっていうところが、ちょっと若干気になるところです。

【会長】

看護師までも有期パートっていうのはちょっとどうなのかなと思いますよね。職員名簿の23番のところです。

【委員】

そうですね。

【会長】

これは、清掃員もその中に入っていますからね。常勤で、有期パートって何でしょうか。結構非常勤、常勤とあるんですね。

【委員】

保育補助は。

【会長】

保育補助は派遣と違うでしょう。

【委員】

普通に何かアルバイトみたいな感じですよね。保育補助って何も免許取得をしてない方ですか。

【事務局】

国家資格である保育士は持っていないしやらない方が多いかなとは思いますけども、子育て支援員みたいな、研修を受けてなれるものは、もしかしたらお持ちかもしれない。

ちょっと全員が全員当てはまるのか分からぬですが。

【委員】

保育補助の方多いですね。朝とか夕方とか、この人達でまわしている感じか。

【事務局】

保育士は絶対、置かないといけない分に関しては配置していただいていると思います。

【会長】

2026年の4月には計画ですけど、常勤増えてますからね。職員名簿の24のところで、常勤になってるから、増えていくのかな。計画では派遣が見えないんですね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

いちいち名前をたどつていけば分かるんですけど。

運営規定のところで、第9条のとこですけども、特定教育保育に実施する時間としてあって、標準保育時間の認定に係る保育時間は7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とするっていうことが決められてるわけだから、この保育時間のところが1

7時でいいんですかね。

【事務局】

いや、それは先ほどの話と一緒に、ちょっとずれている可能性があります。

【会長】

ということは全体的な計画のところの保育時間がやっぱり17時になってるんで、ちょっとこれ、どうなのかなとは思いますね。

また、学期も設けられていて、学年は4月1から始まって3月31日で終わるっていうのは分かるんですけども、学期制が設けられたら、その空白期間をどうしてるかですよね。

第7条のところですけども、先ほどのギンガさんもそうだったと思うんですが、例えどこには記載はされてませんけど終業式があった翌日も、園児が来てるとなったら1号は来なくなるけど2号3号が来てるって、それは当たり前の話なんですね。

だから、2号3号になった場合はやっぱり、毎日保育、まあ日曜日はありませんけど、土曜日も保育の時間として設定されてるから、学期制を設けられるとそこで終わりというような感じになってる考え方であると、ちょっと認定こども園としては、児童福祉法の児童福祉施設として幼保連携型認定こども園としてはそぐわないかなという気はしますね。

設けたらいけないということはないとは思うんですけどね。

【事務局】

もちろん保育は保障されています。

【会長】

そうですね。

【事務局】

あくまでも学期としては、学校とかと一緒に。幼稚園とか。

【会長】

だから僕らから考えると終業式とか、そういう始業式とかそういうのがあるというのは、同じ子どもがずっと小学校年齢になればある程度理解は出てくるだろうと。しかし、幼児さんとか、乳児さんのところで、そういう終業式があって明日からお休みですよねっていう感覚だと子どもにとっては毎日行かないといけないっていうことになってるわけだから、そのところで子どもについての理解っていうのはどうなのかなというのは思うんですけど。

学期制を設けてやっている幼稚園が幼保連携型に移行したときには、終業式をやっても、次はあくる日が来ますっていうのはやるのだけれども、子どもにとっては終業式で、「はいお休みね」と言って、みんな帰ってるのに、私だけ自分で行かないといけないみたいなことだったら、というようなことを言ったような記憶はあるんですね。そういうことを考えると、もし、この学期制を設けてやってらっしゃるのであれば、どういうような対応を子ども達にしているかっていうのはちょっと気になるところですね。

【事務局】

多分認定こども園は学期制のところがほとんどだと思いますので、ちょっとどんな動きをされているのか、また確認させてもらいます。

【会長】

分かるっていうわけじゃないんだけれども、子どもにとってはね。

終業式があつて〇〇ちゃん来ないのに、自分だけ行かなあかんみたいな感じなんで行くわけ。

【事務局】

はい。

【会長】

他何かございますでしょうか。船橋保育園はよろしいですか。

調理の方は、外部委託ですね。

【事務局】

外部委託です。

【会長】

こここの調理室で調理していると。男性のグループさんもいらっしゃるんですね。

こここの、平面図を見てると、ちょっと僕が見逃してると思うんですけど、エレベーターはついてないんですね。そうすると、給食はどういう形で、どこかついてるんですか。

【事務局】

配膳室、このDW。調理室の前にあるDWっていうのは多分、配膳の、多分昇降機にあたる、ちょうど1階2階両方にある。

【会長】

これがそうだと。はい、わかりました。

じゃあ、船橋保育園の方、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

それでは、船橋保育園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑は、以上とします。

続いて、牧野こども園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、「牧野こども園」についてご説明いたします。

本園は枚方市の北部に位置し、1982年に開設され43年の実績があります。平成28年度には定員数を拡充するため園舎の建替えを行っており、園舎自体も非常にきれいな施設となっています。「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす」という理念のもと、常によりよい保育を目指し、保育に取り組まれています。また幼児が様々な体験を通して、それぞれが持つ能力を高められるよう、体育・音楽・英語指導に加えて食育活動にも取り組み、幼児の豊かな感性や興味の幅の拡大に努められています。

それでは、お手元の「牧野保育園」と記載された冊子の中の審査表をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人上島会です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「牧野保育園」から「牧野こども園」へ変更され、現在140名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を10名設定し計150名の定員で運営されます。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目 1. 定員、2. 教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

4. 子育て支援事業についてですが、本園は週に1回程度「相談支援事業」を実施されていることを確認しています。

5. 職員についてです。基準上必要な職員数は18人となっており、職員は19人配置していることを確認しております。

調理は外部へ委託されており、園医等についても配置を確認しております。

6. 園長の資格等について、基準を満たしていることを確認しております。

続いて7. 学級の学級編成についてですが、学級の人数要件から3歳児は25人以下となっておりますが、28人で設定されているため、25人以下とすることが困難な理由を理事長名で書面において提出いただいております。

8. 設備では「園舎・保育室等・園庭」においての3つの面積基準について、お手元の平面図等において全て基準を満たしている事を確認しております。

9. 保育室等を2階に設けておりますが「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段及び避難シートを設置していることを確認しております。

10. 園庭は敷地内及び園舎の3階屋上部分に設けられており、3階屋上には柵等の転落防止設備など必要な設備があることを確認しております。

11. 食事の提供方法は外部委託の方式にて提供を行っていることを確認しております。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況については、該当ございません。

「牧野こども園」の説明は以上となります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【委員】

この保育園は学期を設けても、空白の日ってないですね。1月期、2月期、3月期全部きちんととしてあるんですね。

やっぱり、全体的な計画のここはちゃんと18時になってますね。

いかがでしょう。

ちょっと今まで聞いていなかつたことなんですねけども、階段の場所ですね、そのときの段差と、それから手すりの構造っていうのは、3歳4歳5歳から手すりを持って上がったりもしますので、その辺のあたりのことについて、全園に聞かないといけなかったと思いますけども。ちょっとこの図面上では、よくその手すりのあたりのところは見えないのですが、どうでしょうか。

【事務局】

手すりについては2本です。

高さ的には、段差、蹴上も少なくなっています。

いわゆる、お子さんでも歩ける配慮されたものになってます。

【会長】

滑り止めも全部ついてますよね？

【事務局】

ついています。

【会長】

メインのこの中心になっているところの階段はそうだろうけど。その他の階段はどうですかね。外部へ出る、外側についての階段。屋外直通階段っていうんですかね。

【事務局】

子どもが歩けないような階段っていう感じではないんですけど、外部階段、結構しっかりした柵があったと思います。

【会長】

こちらの方も手すりがついている。

【事務局】

ここは特に遊戯場に出る階段が確かあったと思うんですけども。

だからもう基本子どもが當時使えるような、あくまで取ってつけた非常階段っていう感じではなくて。写真です。これですね、この左下がちょうど園庭に出る外部階段になります。もう日常的に子どもが使えるようになっていますので、見ていただいたら分かると思います。上の階段とか傾斜の斜度がかなりゆるくなっているかな。

【会長】

何か影から見たら、手すりが2本はあるようですね。

【事務局】

そうですね。

比較的新しい園舎なので、その辺りは十分配慮されてるところかなと思います。

【会長】

今のところ、この運営上では、別段、ちょっと、図面よりもトイレの数がちょっと少ないかなっていう気はするんですけど、別段それは問題なく、今保育が進んでいますから。

【事務局】

幸い特に不便なく活用されているようです。

【会長】

いかがでしょうか。

しおりにも細かいことを書いていらっしゃる。第三者委員とか、民生委員の方ですね。きちんとありますよね。

他に何かよろしいでしょうか。

全部見きれていないんですけど、ここはきっとマニュアルはほとんど自前というか、今までのところでも、何かどこかの本をコピーしたような、マニュアルが出てきたりしていたと思うんですけど、ここは全部写真も入って、具体性とかきちんと作っていますね。

何かありますか先生、全体的な計画。

【委員】

教育保育方針で心身ともに健康の明るい子どもを育成するってシンプルだなあと。

【会長】

もうちょっと書いて欲しいですね。
ではよろしいでしょうか。
それでは、牧野こども園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑は、以上とします。

<昼休憩>

それでは再開ということで、マツガこども園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、マツガこども園についてご説明いたします。
本園は、枚方市の東部に位置し、1985年に開設され、保育所として41年の実績があります。園舎は平成27年に増築されております。

同園は、「子どもたち一人ひとりを大切にし、地域とのつながりを深め、子どもたちの健やかな成長を図る」ことや、「たくさんの行事や自然の体験をもとに、基本的な生活習慣を身に付ける」ことを保育理念として掲げています。

また、自然に触れる保育に力を入れており、広い園庭での活動や、園庭の横にある畑で野菜を栽培し、自然と触れ合うとともにそこで収穫した野菜で食育を行っています。その他、法人内の老人ホームとの関係を密にし、子どもたちとお年寄りの交流を通じ、地域との連携を図ることを目標としています。

それではお手元の「マツガ保育園」と記載された冊子の中の審査表をご覧ください。本園の設置主体は、「社会福祉法人清松福祉会」です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、名称を「マツガ保育園」から「マツガこども園」へ変更されています。現在130名の定員で保育所を運営されていますが、新たに1号児を15名設定し計145名の定員で運営されます。

配置基準ですが、17名の職員が必要となっています。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目1. 定員、2. 教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成されていることを確認しております。

4. 子育て支援事業についてですが、本園は週に5回「相談支援事業」を実施していることを確認しております。

5. 職員についてです。基準上必要な職員数は17人となっており、職員は20人配置していることを確認しています。また、保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。

調理員について配置を確認しており、園医等については園薬剤師が現在選考中のことから、△印にしております。

6. 園長の資格についてですが、「履歴書」及び「園長の資質証明書」において満たしてい

ることを確認しております。

7. 学級の学級編成についてですが、学級の人数要件から3歳児は25人以下となっておりますが、28人で設定されているため、25人以下とすることが困難な理由を理事長名で書面において提出いただいております。

8. 設備では「園舎・保育室等・園庭」においての3つの面積基準について、お手元の平面図等において全て基準を満たしていることを確認しております。

なお、1歳児、2歳児及び3歳児については、各歳児2つの保育室で保育をされますが、その理由や運用方法を記載した書面をご提出いただいております。

基本的な教育・保育活動については、一体となって過ごす時間を設けるとともに、別々の部屋で過ごす場合にも人員を多く配置することで安全に配慮し、活動内容に差が生じないよう行うことです。

また、審査表3ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

9. 保育室等を2階に設けておりますが、「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段及び避難シャーターを設置していることを確認しております。

10. 園庭について、本園は屋上になく、地上の同一敷地内にあります。

11. 食事の提供方法については、自園調理であることを確認しております。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況についてですが、保育教諭等の資格に関して該当があり、先ほどご説明しました5. 職員の資格における確約書を提出いただいております。

マツガこども園の説明は以上となります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【委員】

全体的な計画の特色ある教育・保育のところの一番下のほうなんですけど、3・4・5歳児体育教室、ダンス教室、4・5歳児英語教室、5歳児プログラミング教室っていう、これ全部全員参加するんですか。任意ではなくて。

【事務局】

任意の参加だと。全員これをやるわけではないです。

【委員】

ではないですか。それでは特色にならないのでは。

これだけ全部取り入れているのであれば、1号認定の人の保育時間の中でこんないっぱい色々できるのかなっていうところ。

【会長】

どうなんでしょう、これは任意ですかね。1号だったらこういうことは任意でできるんですけど、これ保育時間内でやろうとするとどうなのかなというのはね。

例えばこれ1号の人だけだったら5人だけの教育ということになりますね。3歳・4歳・5歳5人ずつ15人1号児が、2号3号でやるとなると、保育時間の間にこういうところに出るとなるとどうなんでしょうね。

【委員】

今、現状でもこれだけやっているということですか。保育園でも。

【事務局】

常にこれだけやっているかどうかはまだ把握できていません。

【会長】

特色のある教育の、それぞれの対象がどういう辺りかっていうのはちょっと聞いていただいたらと思います。

それとマツガ保育園の方は、延長保育はやらないんですね。保育時間の中に延長保育という記載がないし、それから運営規程の中に18時から19時までの1時間の延長保育時間を切ってませんし、ということは延長保育をしないということですね。

【事務局】

そこも含めて確認させていただきます。多分されてないことはないと思います。

【会長】

ただ運営規程からもう全然そういうところの記載がないんで。7時までって書いてありますね。これは開所時間であって、延長保育っていう記載がないんですよね。全体的計画のところでは、通常の保育時間しか記載がないので、確認をお願いいたします。

それから保護者・地域への支援で、最後から2つ目ですけど、これ「ん」っていらないんじゃないですかね。「コドモンよいこネットの配信」って、「ン」いらないんじゃないですか。

【委員】

コドモンっていうアプリ。

【会長】

これアプリですか。

【事務局】

はい。アプリの名前です。

【会長】

失礼しました。

他何かありますでしょうか。

学期の記載がありますけど、きっちと切れ目なく学期を設定されていますね。

【委員】

保育室の1歳A・1歳Bっていうのは、これ月齢で分けている感じですか。

【事務局】

発達年齢で分けることもあります。

【委員】

何かこの人数、ちょっと流動的になるんですかね。どうでしょうね。

【会長】

これ赤で書いてある人数が正式の人数ですかね。平面図のあたりに載っている人数です。上と下で人数の相違があるんですよね。上と下っていうのは表記の、保育室2歳児B22名って書いてあって、あと面積書いてあってその下に26名って書いてあるんですよね、赤で。

【事務局】

赤字のものが今回の申請にあたります。古い図面に上書きしてますので、下の人数はその時のものですね。

先ほどの保育室の活用につきましては、理由書を添付させておりますけれども、安全で快適な保育環境の提供や先ほど申し上げました月齢や発達段階に応じた対応、また待機児童解消のため、幅広く園児を受けるためこのような構造になっています。

【委員】

じゃあ2歳児が11人と26人を足した人数なんですかね。一覧表のところは23人になっている。

【会長】

何かおかしいですね。

【事務局】

受入最大の人数が入っているのが、この赤字ということになります。申請書に書かれていいるのが、実際の認可の定員。今、実際には認可定員を超えて受けさせていただける部分が、赤字の方の、図面の数字になっているということです。実情床面積からすると、この辺りのニーズまでいけば、ということになります。

【会長】

わざわざ2歳児A、2歳児Bにしなくとも、基準23人ということであれば、1室で保育は可能だと思うんですね。そうだけども、こうやって先ほど説明されたように、状況に応じて分けてやりましょうということですね。

【事務局】

多分最終的に認可定員に収まってるぐらいになってくれば、部屋ごと一体的に保育することも可能になってくるかなと。

【会長】

今、オーバーしているということですか。

【事務局】

認可定員を超えて弾力で運用しています。それが先ほどの理由の3つ目のところに当たります。

【会長】

他何かありますでしょうか。

大体、2歳児さんで4人、1歳児さんで4人、0歳児で4人しかない。0歳児はマンツーマンでしたっけ。

【委員】

いや。

【会長】

第三者委員の方は、名前だけ記載になりますけど。

【事務局】

お一人が地域の方、もうお一人が法人の評議員の方です。

【会長】

法人の評議員ということは、どこかの専門職の方ですかね。園の方とか。

【事務局】

評議員という形で、外部の方ですかね。

【会長】

評議委員会でということは、第三者の方という意味ですね。そのところがきちんと担保できてるかどうか、確認できればそれでいいかと思います。

他よろしいですか。

【委員】

職員配置及び学級編成、学級編成計画書のところなんんですけど、今年度中に幼稚園教諭取得予定って書いてあるこの人、これもう一つ下の段の人に書くべきじゃないですか。職種に保育士と書いてある。

【会長】

1個ずれてあろうと。書類上の不備ということで訂正を。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【会長】

他にございますか。会計的なところでは。

【委員】

前に指摘したのは、他の園さんは大体収支が伸びていますが、マツガ保育園さんは減少しているんです。それは何でだという質問をさせていただいたんですよね。そしたらこれは今の時代に即していないか、人数が減っているから、それは減ったら当然収入が減るのは分かるんですが、通常、みんな右肩上がりみたいな感じで増えているのに、ここだけ下がっているのは何か理由があるのかなと。

【事務局】

今、確認したところでは、そういう説明はもらっていないです。

【委員】

普通ね、他の園は全部収入読み取ったと思うんですけど、ここだけが減ってる。今の時代に即したら上るのは当然だろうなと、疑問に感じました。

【会長】

先ほどね、派遣が多いとかですね、非常勤が多いとかいうところで職員が伸びているような、逆に言うと、本園は配置上においてもそうですけど、専任が多いですよね。

【事務局】

今委員がおっしゃったのは収入トータルが減ってるということですかね。

【委員】

僕が見間違えているのかもしれませんけども。この間もちょっと別で見てしまったんで、だからこの時に他は全部右肩上がりで何で下がっているのかなという、疑問を感じました。

【事務局】

支出の数じゃなくて収入ということであれば、子どもの数が減っているというのが通常考

えられます。

【委員】

今の時代背景からしたら、預ける人数が増えているはずなのに何で減っているのかなと思ったんですけど。

【事務局】

今のところ、枚方市で預けている子どもの数が極端に増えたりとか減ったり、ということは、よっぽど特殊な何か事情がない限りはないと思っています。定員ぎりぎりとか、定員を若干超えてまで預かっていただいているのが現状ではあります。そんなに極端に減ることは、普通はないはずです。

【委員】

極端かどうかはまだちょっとここに数字が、覚えていないんで分からんんですけど。

【事務局】

もしかしたら一時的に保育士が確保できずに、子どもの受け入れ数が若干減ってしまったこともあるかもしれません。その辺りも確認します。

【会長】

収支計算書ですか。また聞いていただいた範囲で確認をお願いいたします。

【事務局】

はい。

【会長】

マツガこども園さんはよろしいですか。

【会長】

それでは、マツガこども園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての質疑は、以上とします。

最後に、長尾幼稚園に係る幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして長尾幼稚園、についてご説明いたします。本園は、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する園として、枚方市の東部に位置し、1977年に開設され、幼稚園として48年の実績があります。また、園舎は2022年に建て替えが行われました

「自立支援」「自律支援」「共育ち支援」を保育理念とし、自ら考え行動できる力や、他者と協調し思いやりをもつ心、地域や家庭との協力による共育ちを大切にしています。情操・知育・体育の調和のとれた環境で、心も体も健やかに育つ認定こども園を目指しています。

それでは、お手元の審査表をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人長尾学園です。幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり名称を「長尾幼稚園」から「幼保連携型認定こども園 長尾幼稚園」とされ、現在180名の定員で幼稚園を運営されていますが、新たに2・3号児として1歳・2歳各5名、3・4・5歳各10名設定することに伴い、1号児の3歳を60名から満3歳と合わせて45名に、4歳を60名から47名に、5歳を60名から48名に変更しております。なお、合計の利用定員は180名と移行前と変更はありません。

本園の特色として、3・4・5歳児を対象としたインターナショナルクラスを設けております。インターナショナルクラスでは、英語の使用を基本とした保育・教育を実施しておりますが、教育・保育要領に基づく全体的な計画に即した内容となっております。また、運動会などの行事やリトミックなどのカリキュラムを通して、通常クラスとの交流も積極的に行っております。

続いて配置基準ですが、11名の職員が必要となっています。

次にその下の確認事項に入らせていただきます。

項目1. 定員につきまして、本園は幼稚園からの移行園であり、新たに2・3号児の受け入れを開始するため、「保育を必要とする子どもに該当する園児の割合は、概ね4割以上を3歳未満児とする」という基準は満たしておりませんが、認可にあたって法令や条例等に抵触することはありません。そのため、評価は△印としています。

2. 教育保育を行う期間及び時間ですが、「開園時間、教育時間、保育時間、教育週数」について各基準を満たしている事を運営規程等で確認しております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の紙資料「全体的な計画」をご覧ください。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

4. 子育て支援事業についてですが、本園は1歳児および2歳児を対象に週に1回未就園児同士の交流を目的とした園庭開放や育児相談を実施する予定です。

5. 職員についてです。基準上必要な職員は11人となっており、職員は12人配置していることを確認しています。

また、保育教諭となるにあたり、片方の資格しか保有していない職員につきましては、確約書にて資格取得予定であることを確認しております。

調理員、園医等についても配置を確認しております。

続いて6. 園長の資格等、7. 学級についても各基準を満たしていることを確認しております。ページをめくっていただき、

8. 設備では「園舎・保育室等・園庭」においての3つの面積基準についてお手元の平面図等において全て基準を満たしている事を確認しております。

本園について、建物は地下1階地上2階の3階建て耐火建築物で、園庭は園舎と同一敷地内に配置されています。

なお、構造上3階部分に満3歳以上の園児の保育室を設けておりますが、地上に面する2階に園庭を有することから、国通知に基づき例外的に設けることを認めています。

次に、3号児を新たに設けることについて、既存の保育室を可動式のパーティションで区切り、1歳、2歳児ごとにスペースを確保する計画です。なお、可動式のパーティションは、各区画間の移動や避難経路について十分な幅を設け、安全かつ円滑に通行できる動線を確保することです。

9. 保育室等を3階に設けておりますが「耐火建築物」であり、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備も設けられております。

10. 園庭は屋上ではなく、地上の同一敷地内にあることを確認しています。

11. 食事の提供方法は自園調理であることを確認しています。

12. 情報の開示以降18. その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19. 移行特例の適用状況についてですが、先ほどご説明しました、5. 職員の資格が該当しております。

長尾幼稚園の説明は以上となります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【委員】

インターナショナルクラスについてもう一度よろしいでしょうか。

【事務局】

インターナショナルクラスは3, 4, 5歳児を対象とした合同のクラスです。

【委員】

日本の子どもでしょうか。

【事務局】

私が見たときは、全員が日本人といいますか、地域の方でした。

【委員】

何人いるのでしょうか。

【事務局】

現状ですが、満3歳が1人、3歳が3人、4歳が5人、5歳が1人の計10名です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

運営の基準の中で利用者負担額等の受領についてというが第16条にありますて、その別表を見ますと、入園検定料を取っているんですけども良いのでしょうか。

【事務局】

学校法人さんで、認定子ども園に移行されているところは、入園料は要するに上乗せの保育料と同じ意味で取られるのは問題ないことになっています。

【会長】

あと準備金とかね、結構高いなど。

【事務局】

幼稚園から認定こども園に移行するところは、移行した瞬間に入園料を取らないとなると公平性のこともあるので、幼稚園時代のやり方をなるべく踏襲されています。

【会長】

インターナショナルクラスでは考え得る金額ですね。無償化が言われる現在でこれはちょっとどうなのかと思っておりました。

【会長】

平面図の1階のところで1歳児、2歳児が人数5名ずつということになっているんですけども、1歳児だとここにある幼児用トイレが使えるかというとそうではないと思うんですね。0歳、1歳の方の場合だとトイレのところでもおまるを利用したりですね。沐浴室みたいなところが0歳児の横にあったりするんですけども。0歳児はおられないですが、ここのおまるで1歳児を対応できるのでしょうか。

【事務局】

現地を見に行かせていただきましたが、最近建て替えをされまして、認定こども園に移行されるのを見越した上で、1歳児、2歳児のトイレに関しては左側に沐浴スペース的なものもあります。幼児用と記載されているのはかなり小さい子用に対応できるものです。

【会長】

おまるを置けるスペースはあるということですか。

【事務局】

スペースはあります。

【会長】

1歳児、2歳児の部屋で、両方の矢印が書いてある上のところで小さく押し切られたような形のものは整理棚という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

整理棚です。

【会長】

特色のある保育のところですが、科学する心の保育というのはどういったものですか。

【委員】

ソニーの財団がやっている科学する心を育てる保育のプロジェクトで、毎年表彰される園が幾つかありますね。

【会長】

ソニーと記載しておいてほしいですね。

【委員】

この中に預かり保育というのはちょっと入っているのが何かね。

言葉が並べられている感じで、実際の子どもの姿があまりイメージできない目標なんですね。今さら言うことではないんですけど。①正しい判断ができ、ということと、人間性豊かなっていうところが繋がらなかつたり、自立心があり、創造性が豊かっていうことと、協調性のあるっていうところが、文言を並べているだけの印象があります。

その次の3番の感受性豊かに五感で、ですよね。

五感で感じる子どもでここは終わっているんですね。1・2のところは何々を努力していますとか目指していますとか書いてあって、3のところはちょっとで終わっていて、4は育むっていう、何かこの辺りの文章を整えて欲しいなという思いがあります。いつからこれを使っているかは分かりませんが。

【事務局】

お伝えさせていただきます。

【会長】

教育理念ですけど支援という言葉を使っておられ、少し理念にはそぐわないように思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

これは育てていますよという意味で支援を使っていますね。

【会長】

1つ大きな理念としてこの3つのことが挙げられているんだと思うんですけど。

ちょっとこれもどうなのが、保護者への支援のところに、不審者情報の情報提供というのが全体的な計画に入っていますね。どういう方法で提供するのでしょうか。

【委員】

アプリやLINE等を使うことがありますね。ただし、不審者情報というのはどこでの話でしょうか。

【会長】

警察で情報提供しているのがありますよね。それを使うのですか。

【事務局】

そういうことだと思います。園の周辺でこういうことがありましたので、気をつけてくださいねという意味かなと思います。

【会長】

先ほどのマツガ保育園さんでは情報提供というのは書いていらっしゃらなかつたので。

その他どうでしょうか。

【委員】

よろしいでしょうか。これはどなたにお聞きしたら良いのか分からぬのですが、世襲と言ったらおかしいのですが、その可能性のある園が3つほど理事長、それから園長と書いてありますよね。そういうことに対して良いとか悪いとか、世襲の観点からの見方というのはあまり親父が子どもがまたその園長で親父を理事長という風な流れが多分ありますよね。

良い点とかね、親父から聞いているとかね、ですが世襲の悪い点もあるんじやないでしょうか。そんなことはないですか。

【会長】

保育園とか児童福祉施設は世襲といいますか、案外継がれている方もおられますね。

【委員】

その弊害的なものは出てこないのでしょうか。

【事務局】

市役所では指摘は特にないです。

【委員】

指摘するような事項はないけど、そういう点で弊害が出るのであれば何か改善の余地があれば。

【会長】

弊害というとおかしいですが、全然違う仕事をしていた方が園長として、園長資格を取るために学んでいけば良いのですが、営業型でやっていた方が突然来て、前のやり方でやられるというのは時々あります。それで園の運営が困ってしまうと。でも保育園、幼稚園の関係では少ないと。

【委員】

働いている保育者が働きやすいかどうかというところで、何を言っても上にはずっとそれでやってきたからと言われ、変わらないと感じると働く方にとってはしんどいかなと。それ

が子どもに与える影響とか保護者にとってどうかというところは様々だと思うのですが。

【委員】

現場からの声を吸い取るシステムなどがあれば活かされていくような気もしますけど。

【会長】

案外主任や、副園長といった人達が上手く間に入ってやっているところは結構多いです。

【委員】

その辺り上手くやっているのであればそれはそれで良いと思うのですが。

【会長】

案外1法人1施設というか、大きいところもいっぱいありますけど、小さいところはやっぱり世襲せざるを得ないというようなところもありますし、またそういうのも分かって皆さん働いていらっしゃるところもありますから。

【事務局】

先日、市内で親子で園長を継がれている方の女性2人、母と子どもがNHKのラジオ番組に出られまして、その時に保育士って良い仕事ですよというのを親子揃ってお話いただいたのですが、保育業界にとっても良い話かなというところであります。

小さい頃から自分の親の仕事を見て育っているところでは良い面もあるのかなと思います。必ずしも全部がそうならないかもしれません。

【会長】

やっぱり人によるということだと思います。

【委員】

確かに最終的には個人によりますね。

【会長】

他に何かございますでしょうか。

では、長尾幼稚園に関して、幼保連携型認定こども園の移行に伴う質疑は以上ということにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは案件1は終わりまして、次は案件2ということになりますが、認定こども園の移行調査の結果について事務局より説明をお願いします。

《案件2》

【事務局】

案件2認定こども園への移行調査の結果について報告させていただきます。

資料2、認定こども園への移行調査の結果についてをご覧ください。

本内容は、令和7年7月に私立保育園28園、私立幼稚園8園へ認定こども園への移行調査を実施し、その結果をまとめた、取りまとめた資料となっております。

認定こども園への移行について、幼保連携型認定こども園として移行する場合は、本認可審査部会において、今回のように、ご意見をお伺いすることになりますので、私立保育所及び私立幼稚園の今後の移行予定について、現時点での各施設のご意向を報告させていただくものです。

今後、各園とヒアリングの中で、意思の変動が考えられますので、ご了承ください。

令和9年4月に移行予定と回答した施設についてですが、私立保育所は28施設中、移行する予定と回答した施設が5園あり、すべてが幼保連携型認定こども園への移行を希望されております。なお、23園については、移行しないとの回答を得ています。

また、私立幼稚園8施設については、幼稚園型認定こども園に移行を希望する園が2園、認定こども園、または新制度幼稚園のいずれかへ移行を希望する園というものが1園ございました。なお、5園については移行しないとの回答を得ております。

令和9年度に認定こども園への移行を予定する施設は、合計8園であり、昨年度実施した令和8年度に認定こども園への移行を予定すると回答した13園と比較して、5園減少する結果となりました。

以上簡単ですが、報告とさせていただきます。

【会長】

はい。ありがとうございます

ただ今、事務局から認定こども園への移行調査の結果についての説明がありましたが、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【会長】

来年度ということですね。

【事務局】

来年度の、9年度からです。

【会長】

ということは8年度に申請ですね。

【事務局】

はい。

【会長】

結構ありますね、8園

【事務局】

8園中、認可に係る移行は、今のところ5園かな、ちょっと上下する可能性はあると思います。それぐらいの見込みをして、またその時はよろしくお願いします。

【会長・委員】

はい。わかりました。

【会長】

特段なければですね、移行調査の結果ということについては、以上ということにさせていただきます。

【会長】

次に、「その他」として、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

その他としまして、今後のスケジュールについてお伝えいたします。

本日ご審査いただきました案件のうち「案件1」につきましては、委員の皆様からいただきましたご意見、ご質問を踏まえ、今後、認可に向けて事務局で手続きを進めてまいります。認可の結果は、改めて委員の皆様にもお知らせさせていただきます。なお、調整が必要なものに

つきましては、会長に一任していただく形で進めさせていただければと考えております。

なお、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、皆様にメールまたは郵送で確認のご依頼をさせていただきます。その後、皆さまのご意見を反映し、会長と調整した上で内容を決定し、会議録とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

また、こども誰でも通園制度につきまして、令和7年冬以降に認可審査部会において審査をいただくことを予定しており、現在、本市では公立1施設で誰でも通園制度を試行的に実施しているところでございます。今後、利用者ニーズを見極めながら、私立保育施設等に意向調査等を行いまして、来年度以降の実施につなげていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、本日の案件資料につきましては、公表していないものもございますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いします。

以上でございます。

【会長】

事務局からの説明について、何か、質問等はありますか。

本日、予定していました案件は全て終了しました。なお、本日のご意見で事務局との調整が必要なものについては、会長の私ほうに一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、最後に田中部長よりご挨拶をいただきます。

【事務局】

皆様、お疲れ様です。今日は途中からの参加となり申し訳ございませんでした。

本日は、午前中から長時間にわたり活発なご議論、ご審議いただき誠にありがとうございました。

その中で様々なご意見をいただきましたので、今後の認可の手続きに反映していきたいと思います。

また、本日十分に説明できなかつた点も多々あったかと思います。その点については改めて確認させていただきます。

さて、本市では、保育の受け皿について、通年での待機児童の解消に向け、取組みを進めています。

一方で、令和8年度から「こども誰でも通園制度」が実施されますので、本市といたしましては、そうした対応も含めまして新たな受け皿の確保に向けて取組みを進めていきたいと考えております。

本日審査部会でいただきましたご意見を踏まえながら認可手続きを進めていきたいと考えています。また、現時点で日程は流動的ですが、こども誰でも通園制度に係る認可手続きもまた皆様にご議論いただく場も必要になりますので今後も皆様にご議論いただきながら手続きを進めてまいりますので引き続き皆様のご支援・ご協力を願い申し上げまして簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、事務局におかれましては、本日委員の皆さまからいただいた意見を参考に認可に向けた手続きを進めていただきたいと思います。

これをもちまして、令和7年度第1回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了いたします。お疲れ様でした。